

～自動音声選択番号の変更について～

鳥取県警察では、警察署代表電話におかけくださる方の利便性向上等を目的に、自動音声により案内しています。

○鳥取県下の全ての警察署（9署）○

令和6年4月1日から運用している自動音声による案内ですが、選択番号を一部の警察署で変更しました。

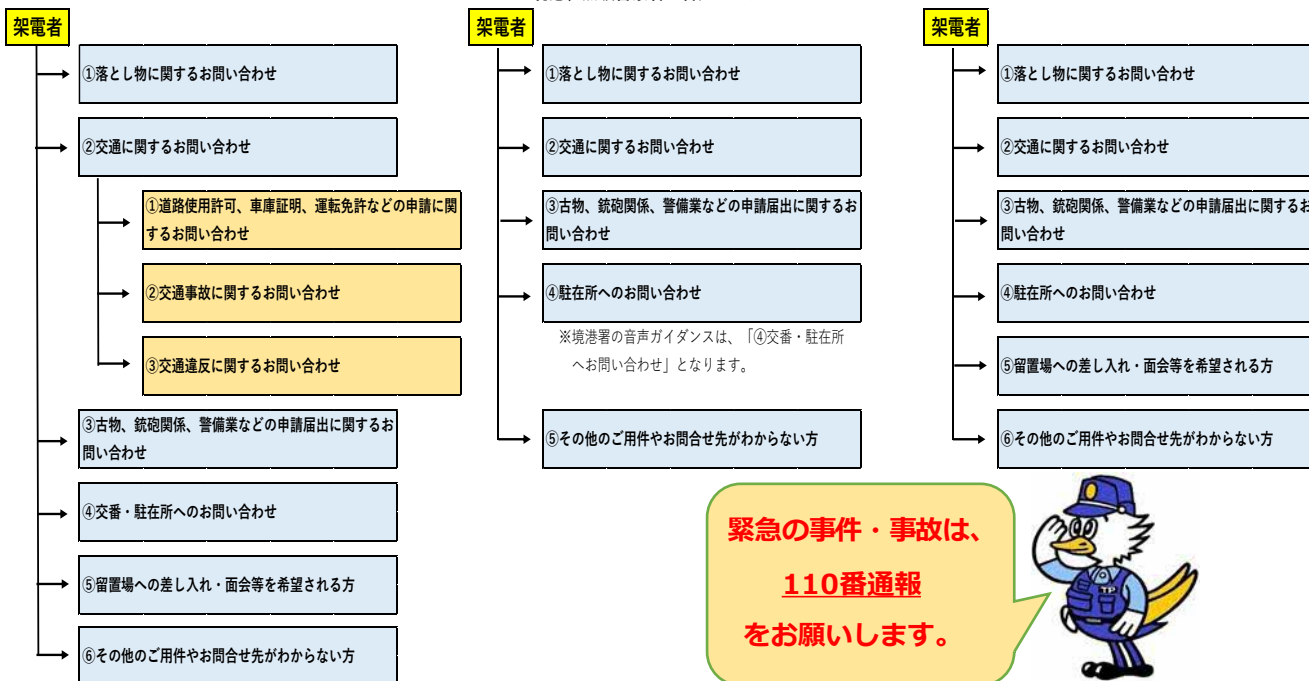
以下の内容を参考にして下さい。



鳥取、倉吉、米子警察署の音声ガイダンス

郡家、智頭、浜村、
境港、黒坂警察署の音声ガイダンス

琴浦大山警察署の音声ガイダンス



緊急の事件・事故は、
110番通報
をお願いします。



※②の交通に関するお問い合わせを選択した方のみに再生されます。 ※番号の選択がない場合でも、職員にはつながります。 ※案内を始めから確認する場合は、「0」を押してください。

※土・日・祝日及び平日午後5時15分～翌日午前8時30分(執務時間外)
自動音声後、当直員が対応します。(番号を選択する必要はありません。)

※警察署のFAX番号が変わっています。

以下のとおりですので、誤りのないようお願いいたします。

鳥取警察署 : 0857-32-0115
智頭警察署 : 0858-75-0112
倉吉警察署 : 0858-26-7114
米子警察署 : 0859-33-0112
黒坂警察署 : 0859-74-0112

郡家警察署 : 0858-72-0112
浜村警察署 : 0857-82-0114
琴浦大山警察署 : 0858-49-8112
境港警察署 : 0859-44-0114

お問い合わせ先
〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県警察本部警務部警務課
連絡先 0857-23-0110